鳥インフルエンザ関係閣僚会議

日　時：令和８年11月12日（木）9：00～9：10

場　所：官邸４階大会議室

議　題：京都府の家きんにおける鳥インフルエンザの疑似患畜の確認について

11月11日　13時40分

（鳥インフルエンザ事案）

総理指示

○　鳥インフルエンザと考えられる家きんが確認された場合、農林水産省はじめ関係各省が緊密に連携し、徹底した防疫措置を迅速に進めること。

○　現場の情報をしっかり収集すること。

○　家きん業者に対し、厳重な警戒を要請するとともに、予防措置について適切な指導・支援を行うこと。

○　国民に対して正確な情報を迅速に伝えること。

高病原性鳥インフルエンザ対策について

令和８年11月
農林水産省

1　高病原性鳥インフルエンザとは

（１）原因（病原体）

国際獣疫事務局（WOAH）が作成した診断基準により高病原性鳥インフルエンザウイルスと判定されたＡ型インフルエンザウイルス



元気消失

（２）対象家きん

鶏、あひる、うずら、きじ、エミュー、だちょう、ほろほろ鳥 及び七面鳥

（３）症状・特徴

元気消失、食餌や飲水量の減少、産卵率の低下、顔の腫れ、トサカや脚の変色(紫色)、咳、鼻水、下痢。
急性例ではこれらの症状を認めず、急死する場合もある。

※人獣共通感染症：海外では、家きん等との密接接触に起因する高病原性鳥インフルエンザウイルスの人の感染及び死亡事例も報告。

（４）発生状況

渡り鳥により国内に持ち込まれることが多く、冬期に発生しやすい。我が国において、直近では、令和２年シーズン以降、毎年発生（７シーズン連続）。

※内閣府食品安全委員会によると、「我が国の現状においては、鶏肉や鶏卵を食べることにより、鳥インフルエンザがヒトに感染する可能性はないと考える」としている。

2　京都府における高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜発生事例について

（１）場所　・京都府亀岡（かめおか）市の養鶏農場（採卵鶏）　・飼養羽数：約20万羽

（２）周辺農場

３km圏内:　1戸、約250羽　　３km-10km圏内：6戸、約30万羽　　合計7戸、約30万羽

（３）発生経緯

・11月11日（水）、京都府亀岡市の農家から飼養家きんでの異状がみられるとの通報を受けて、家畜保健衛生所が立入検査を実施。簡易検査を実施した結果、A型インフルエンザ陽性と判明。

・そのため、同家畜保健衛生所によりＰＣＲ検査を実施。
その結果、12日（木）8時30分、疑似患畜と確定。

3　総理指示（令和８年11月11日）を受けた対応

＜総理指示＞（令和８年11月11日13時40分）

①　鳥インフルエンザと考えられる家きんが確認された場合、農林水産省はじめ関係各省が緊密に連携し、徹底した防疫措置を迅速に進めること。

②　現場の情報をしっかり収集すること。

③　家きん業者に対し、厳重な警戒を要請するとともに、予防措置について適切な指導・支援を行うこと。

④　国民に対して正確な情報を迅速に伝えること。

＜対応＞

①　関係省庁（※）と連携し、都道府県が実施する防疫措置（当該農場の飼養家きんの殺処分及び焼埋却、移動制限区域・搬出制限区域の設定、消毒ポイントの設置等）について、職員の派遣等、必要に応じた支援を実施。（また、環境省において発生農場周辺半径10kmを「野鳥監視重点区域」に指定し、都道府県に野鳥の監視を強化するよう要請。）

②　農林水産省政務による都道府県知事との意見交換を実施するとともに、疫学、野鳥等の専門家からなる疫学調査チームを派遣。

③　全都道府県に対し、鳥インフルエンザの早期発見及び早期通報並びに飼養衛生管理の徹底を改めて通知し、家きん農場における監視体制の強化を実施。併せて、経営支援対策を周知。

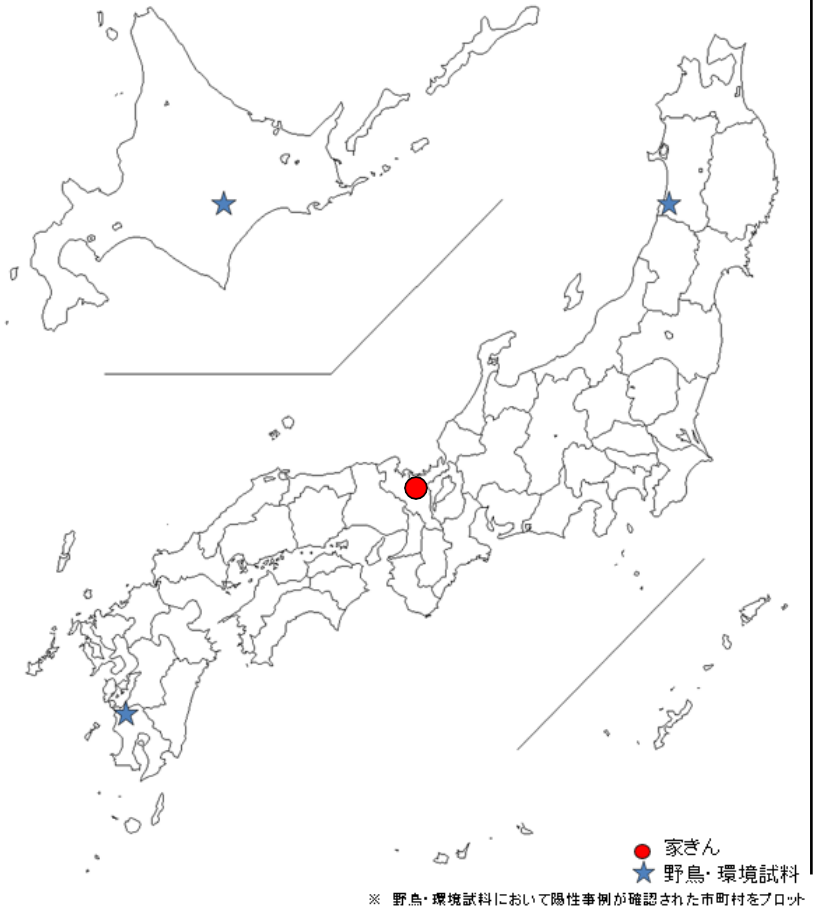
④　消費者、流通業者、製造業者等に対し、鳥インフルエンザに関する正しい知識の普及等（鶏肉・鶏卵の安全性の周知、発生県産の鶏肉・鶏卵の適切な取扱いの呼び掛け等）を実施。

（※）関係各省：消費者庁、警察庁、総務省、厚生労働省、農林水産省、国土交通省、環境省及び防衛省

4　鳥インフルエンザの発生状況

○ **令和７年シーズン**は、**16道府県24事例**で発生。
○ **令和８年シーズン**は、**京都府において11月12日に家きんの陽性事例１例**を確認。

令和８年シーズンの発生状況



※ 野鳥・環境試料において陽性事例が確認された市町村をプロット

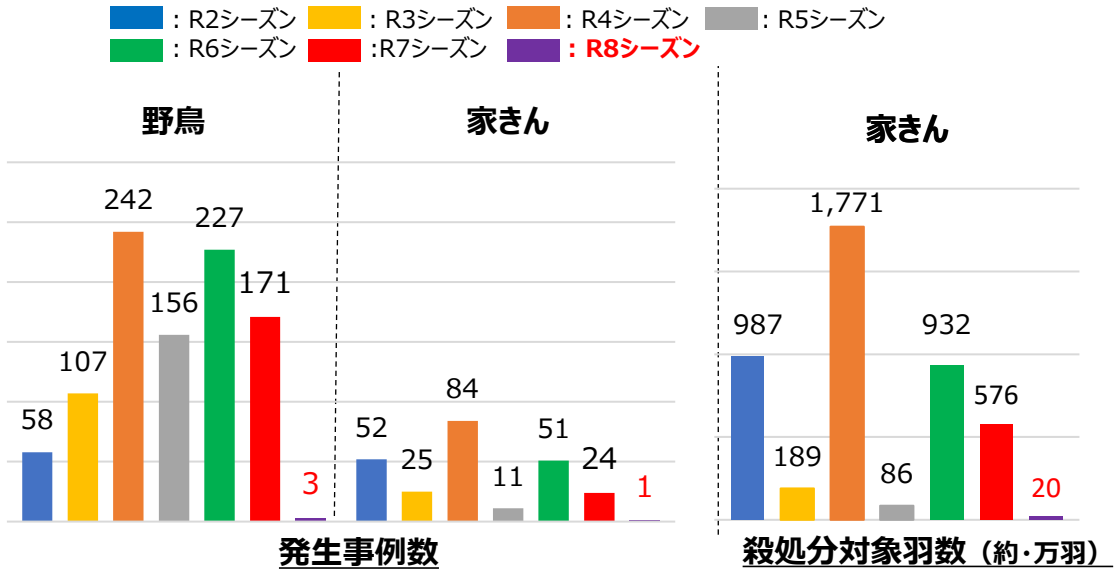
過去シーズンとの比較

（１）初発、最終確認日

シーズン		R2シーズン	R3シーズン	R4シーズン	R5シーズン	R6シーズン	R7シーズン	**R8シーズン**
初発	野鳥	10月24日	11月８日	９月25日	10月４日	９月30日	10月15日	**11月2日**
	家きん	11月５日	11月10日	10月28日	11月25日	10月17日	10月22日	**11月12日**
最終確認	野鳥	３月３日	５月14日	４月20日	４月30日	６月17日	5月22日	
	家きん	３月13日	５月14日	４月7日	４月29日	２月１日	4月22日	

（２）発生事例数（野鳥、家きん）、殺処分対象羽数

（注）野鳥の日付は回収日



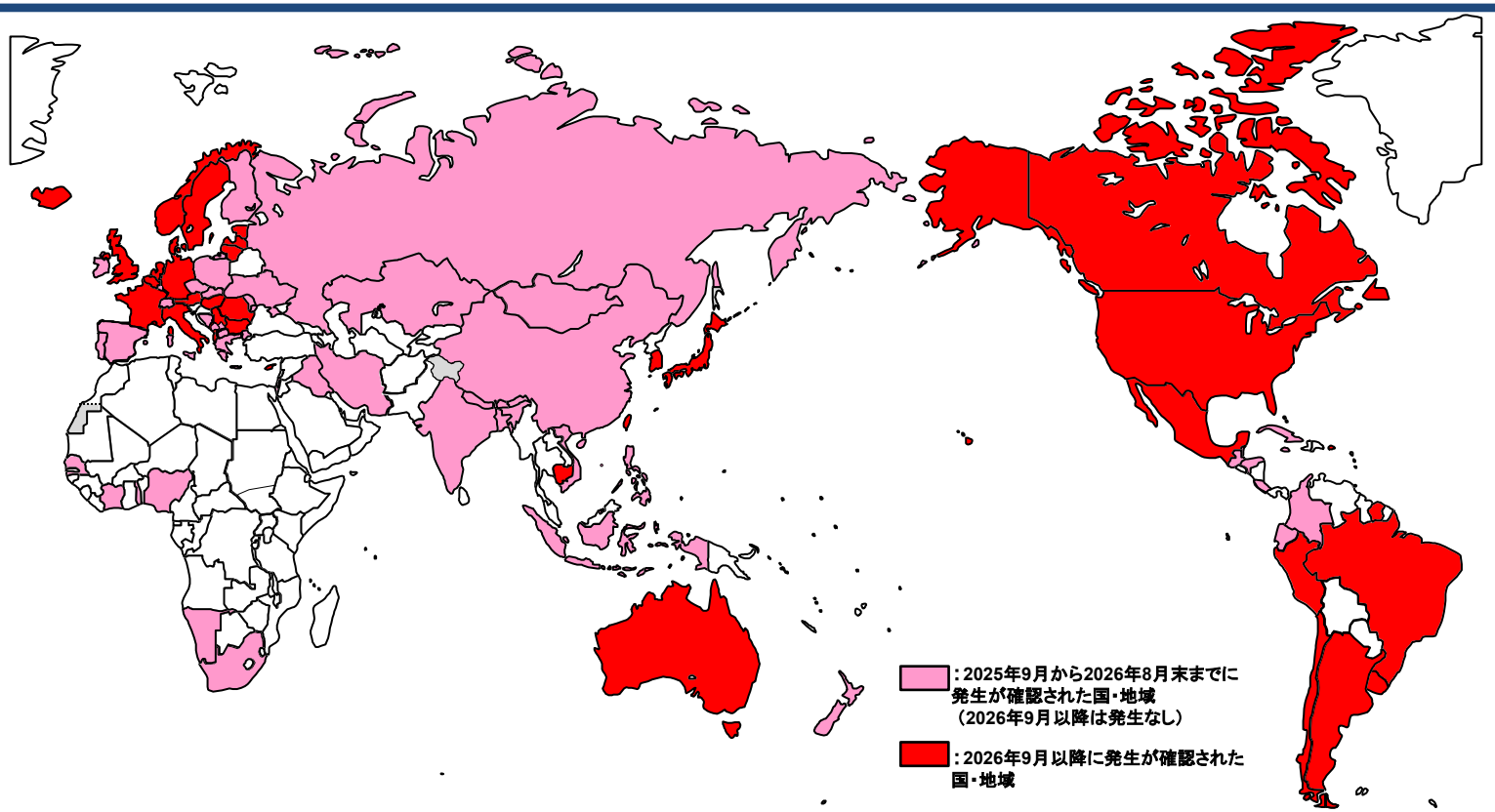
（注）野鳥における発生事例数は環境省HP参照

5　令和7年シーズンを踏まえた特に取り組むべき高病原性鳥インフルエンザ対策

○　**早期発見・早期通報、飼養衛生管理の徹底、大規模農場や既発農場における対策、野鳥対策等**が重要。

早期発見・早期通報	**発見及び通報が遅れるとウイルス量が増大する**ため、**早期発見・早期通報**は重要。
飼養衛生管理の徹底	**飼養衛生管理基準**は特定の項目に偏らず、野生動物の侵入防止対策等、**全項目の継続的な遵守**が必要。
大規模・既発農場（20万羽以上）における取組	大規模農場は卵や鶏肉の供給等の面から、発生の影響が大きく、**令和７年10月より、分割管理の導入検討が義務化。** 既発農場は、**外部専門家も活用した実効性のある再開時指導と継続的な指導**が重要。 **既発地域、密集地域内の**農場は地域内での発生に備えた取組が必要。
関係機関と連携した地域一体の野鳥対策	農場周辺の野鳥の生息状況を的確に把握し、**地域一体となった、水田の耕起、ため池の水抜き、堆肥を扱う施設の対策等**が重要。
情報収集・調査研究	関係各機関が協力し**予防的ワクチン接種に関する検討**を行っていくことが重要。

6 高病原性鳥インフルエンザの発生・感染報告状況（2023年9月以降）



2026年11月9日現在

出典:WOAH等

※発生日は、WAHIS等への報告に基づく。

※型別に最新の発生事例を記載し、[]は野鳥及び愛玩鳥等における感染事例を示す。

※本図は感染事例の報告の有無を示したもので、その後の清浄性確認については記載していない。

※白色の国、地域であっても継続感染等により発生が報告されていない可能性もある。

※WAHIS: World Animal Health Information Systemとは、WOAH（国際獣疫事務局）が提供する動物衛生情報システム。

《オセアニア》

豪州	H5N1	[2026.11.3]
[ハード島及びマクドナルド諸島	H5N1	[2026.1.3]]
ニュージーランド	H5N1	[2026.8.12]

《ロシア・NIS諸国》

モルドバ	H5N1	[2026.3.25]
ロシア	H5N1	[2026.3.1]

《アフリカ》

ｺｰﾄｼﾞﾎﾞﾜｰﾙ共和国	H5N1	2026.3.16
セネガル	H5N1	2026.5.11
トーゴ	H5N1	2026.7.9
ナイジェリア	H5N1	2026.8.2
ナミビア	H5N1	[2026.2.3]
南アフリカ共和国	H5N1	2026.5.11
		[2026.6.8]

《南北アメリカ》

アルゼンチン	H5N1	2026.5.5
		[2026.3.12]
	H5	2026.9.14
ウルグアイ	H5N1	2026.9.4
	H5	[2026.3.6]
エクアドル	H5N1	[2026.7.9]
カナダ	H5N1	2026.10.11
		[2026.1.1]
	H5N5	[2026.9.10]
	H5N6	[2025.10.4]
グアテマラ	H5N1	2025.11.4
コスタリカ	H5N1	[2026.6.18]
コロンビア	H5N1	2026.6.12
スリナム	不明	2026.9.9
チリ	H5N1	2026.9.26
		[2026.4.20]
ブラジル	H5N1	2026.10.1
		[2026.8.4]
米国	H5N1	2026.10.21
		[2026.2.26]
	H5	2026.3.29
		[2026.2.13]
[プエルトリコ	H5N1	2026.10.5]
ペルー	H5N1	2026.10.15
		[2026.8.5]
ホンジュラス	H5N1	2026.7.8
		[2026.7.22]
メキシコ	H5N1	2025.10.30
		[2026.3.2]
	H7N3	2026.6.2
		[2026.7.8]

《ヨーロッパ》

アイスランド	H5N1	[2026.2.6]	カザフスタン	H5	[2025.9.23]	ドイツ	H5N1	2026.11.4	ボスニア・ヘルツェゴビナ	H5N1	2026.2.24
	H5N5	[2026.9.22]	北マケドニア	H5N1	2025.11.6			[2026.10.22]			[2026.1.26]
	H5	[2026.4.29]			[2025.10.8]		H5N5	[2026.10.2]	ポーランド	H5N1	2026.7.7
アイルランド	H5N1	2025.11.28	キプロス	H5N1	[2026.9.23]	ノルウェー	H5N1	2025.11.2			[2026.7.15]
		[2026.3.3]	ギリシャ	H5N1	[2026.4.3]			[2026.10.28]	ポルトガル	H5N1	2025.12.26
アルバニア	H5N1	2026.10.9	スイス	H5N1	[2026.2.16]		H5N5	[2026.11.2]			[2026.8.10]
イタリア	H5N1	2026.3.24	スウェーデン	H5N1	2026.8.14		H5	[2026.9.25]		H5N6	[2025.9.7]
		[2026.10.28]			[2026.9.21]	ハンガリー	H5N1	2026.3.8		H5	2025.11.7
	H5	[2026.1.16]		H5N2	[2025.12.16]			[2026.10.23]	モンテネグロ	H5N1	2026.3.10
英国	H5N1	2026.11.4	スペイン	H5N1	2026.1.8	フィンランド	H5N1	[2026.7.28]	ラトビア	H5N1	2025.12.29
		[2026.10.30]			[2026.5.13]		H5N5	[2025.12.6]			[2026.10.16]
	H5N5	2026.10.2		H5	[2025.11.14]		H5	[2026.5.29]		H5N2	[2025.11.9]
		[2026.10.28]	スロバキア	H5N1	2026.2.18		不明	[2026.5.6]		H5	[2026.10.16]
[ケイマン諸島	H5N1	2025.11.27]			[2026.2.23]	フランス	H5N1	2026.9.7	リトアニア	H5N1	2026.6.5
ウクライナ	H5N1	2026.4.21	スロベニア	H5N1	[2026.3.25]			[2026.4.13]			[2026.10.27]
		[2026.1.15]	セルビア	H5N1	[2026.10.8]	ブルガリア	H5N1	2026.10.15	ルーマニア	H5N1	2026.2.3
エストニア	H5N1	2026.4.23	チェコ	H5N1	2026.5.4			[2026.3.26]			[2026.10.21]
		[2026.10.18]			[2026.4.1]	ベルギー	H5N1	2026.10.1	ルクセンブルク	H5N1	2026.2.4
オランダ	H5N1	2026.10.27	デンマーク	H5N1	2026.10.26			[2026.10.26]			[2026.2.10]
		[2026.10.26]			[2026.10.26]		H5	[2026.3.28]			
オーストリア	H5N1	2026.2.20		H5N5	[2026.1.20]						
		[2026.11.5]		H5	[2026.1.20]						

《アジア》

イスラエル	H5N1	2026.2.20	中国	H5N1	[2025.10.24]
		[2026.3.25]		H5	[2026.5.7]
イラク	H5N1	2026.1.9	日本	H5N1	2026.4.22
イラン	H5N1	2025.9.29			[2026.4.23]
インド	H5N1	2026.4.2		H5N5	[2026.1.15]
		[2026.2.3]		H5	[2026.11.2]
インドネシア	H5N1	2026.5.17	ネパール	H5N1	2026.7.5
韓国	H5N1	2026.11.6			[2026.6.12]
		[2026.10.30]	フィリピン	H5N1	2026.6.24
	H5N6	2025.11.3			[2026.5.5]
		[2025.11.4]		H5N8	2025.9.30
	H5N9	2026.11.5		H5	2025.10.7
		[2026.11.3]			[2026.6.9]
カンボジア	H5N1	2026.9.21	ブータン	H5N1	2026.6.12
		[2026.3.12]	ベトナム	H5N1	2026.2.7
台湾	H5N1	2026.10.13	モンゴル	H5N1	[2025.11.4]
		[2025.12.2]			

【関係閣僚会議環境省資料】

令和８年 11 月 12 日

家きんにおける高病原性鳥インフルエンザ疑い事例に係る環境省の対応について

環境省

京都府亀岡市の農場における高病原性鳥インフルエンザの疑い事例への環境省の対応は、以下のとおり。

○ 発生農場周辺半径 10㎞ を「野鳥監視重点区域」に指定し、京都府及び大阪府に野鳥の監視を強化するよう要請を行う。

○ 環境省近畿環境局に、京都府及び大阪府と連携し、現地周辺の野鳥に関する情報収集を行うよう指示する。

○ 京都府及び大阪府と調整の上、野鳥での感染状況の把握等を目的とした鳥類相調査を実施する。

※今シーズンの発生状況（令和８年 11 月 12 日９時 00 分現在）
・家きん：１府、１例
・野　鳥：１道２県、３例
・飼養鳥：未発生